

幕別町子ども計画の基本理念及び基本目標について

1 計画の基本理念について

(1) 事務局案

「すべての町民が支えあい 子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち」

※第2期計画：すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち

(2) 選定理由

本計画は、第2期計画（令和2年度から令和6年度まで）を含めた次期計画となることから、第2期計画で定めた基本理念を引き継ぎつつ、こども大綱の目指している「こどもまんなか社会」の考え方、文言を活かしたものの。

＝こども大綱の目指している“こどもまんなか社会”（抜粋）＝

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 計画の基本目標

(1) 基本目標1について

① 事務局案

「幼児期の学校教育・保育の推進等」

※第2期計画と同様

② 選定理由

地理的条件や、現在の教育・保育の利用状況など総合的に勘案し、第2期計画を継承し、選定したもの。

なお、「教育・保育事業」の提供区域を幕別、札内、忠類の3区域、「地域子ども・子育て支援事業」については、町全体をひとつの区域として設定している。

③ 基本目標1の節【第2章「計画の内容」・第2節】に記載する内容

教育・保育事業の量の見込みと確保内容、保育利用率、幼児期の学校教育・保育の一体的提供、幼児期の学校教育・保育の充実、保幼小連携等の取組の推進

(2) 基本目標2について

① 事務局案

「地域における子ども・子育て支援事業の推進」

※第2期計画と同様

② 選定理由

第2期計画を継承し、法定事業の推進を図るものとして選定したもの。

また、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」の6事業を追加している。

③ 基本目標2の節【第2章「計画の内容」・第3節】に記載する内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、子育て支援ネットワークづくり、児童の健全育成

(3) 基本目標 3 について

① 事務局案

「親子の健康の確保と子ども・若者への育成支援」

※第 2 期計画：親子の健康の確保と育成支援

② 選定理由

第 2 期計画を継承するとともに、こども大綱に規定されているライフステージ別の重要事項である子ども・若者への支援内容を追加し、選定したもの。

③ 基本目標 3 の節【第 2 章「計画の内容」・第 4 節】に記載する内容

妊娠・出産期からの切れ目のない支援、子どもや母親の健康の確保、食育の推進、思春期保健対策の充実、小児保健医療の充実、次代の親の育成、若者への成長支援【新規】、子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組【新規】

(4) 基本目標 4 について

① 事務局案

「特に支援を必要とする家庭への取組みの推進」

※第 2 期計画：特に支援を必要とする子どもへの取組みの推進

② 選定理由

第 2 期計画を継承するとともに、子どもを含めた家庭の取組みを追加し、選定したもの。

③ 基本目標 4 の節【第 2 章「計画の内容」・第 5 節】に記載する主な内容

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進、発達障がいのある子どもへの、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援

(5) 基本目標 5 について

① 事務局案

「仕事と家庭生活との両立の推進」

※第 2 期計画と同様

② 選定理由

第 2 期計画を継承し、選定したもの。

③ 基本目標 5 の節【第 2 章「計画の内容」・第 6 節】に記載する主な内容

仕事と生活との調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備

(6) 基本目標 6 について

① 事務局案

「子どもの貧困対策の推進」

※第 2 期計画と同様

② 選定理由

第 2 期計画を継承し、選定したもの。

③ 基本目標 6 の節【第 2 章「計画の内容」・第 7 節】に記載する主な内容

相談・生活支援の充実、子どもの育ちと学びの支援の充実、経済的支援